



定 款

トヨタ自動車株式会社

トヨタ自動車株式会社定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、トヨタ自動車株式会社と称し、英文では、
TOYOTA MOTOR CORPORATIONと表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 自動車、産業車両、船舶、航空機、その他の輸送用機器および宇宙機器ならびにその部分品の製造・販売・賃貸・修理
- (2) 産業機械器具その他的一般機械器具およびその部分品の製造・販売・賃貸・修理
- (3) 電気機械器具およびその部分品の製造・販売・賃貸・修理
- (4) 計測機械器具および医療機械器具ならびにその部分品の製造・販売・賃貸・修理
- (5) セラミックス、合成樹脂製品およびその材料の製造・販売
- (6) 建築用部材および住宅関連機器の製造・販売・修理
- (7) 建設工事・土木工事・土地開発・都市開発・地域開発に関する企画・設計・監理・施工・請負
- (8) 不動産の売買・賃貸借・仲介・管理
- (9) 情報処理・情報通信・情報提供に関するサービスおよびソフトウェアの開発・販売・賃貸
- (10) インターネット等のネットワークを利用した商品売買システムの設計、開発およびそのシステムを搭載したコンピューターの販売、賃貸、修理ならびにそのシステムを利用した通信販売業
- (11) 陸上運送業、海上運送業、航空運送業、荷役業、倉庫業および旅行業

- (12) 印刷業、出版業、広告宣伝業、総合リース業、警備業
および労働者派遣業
- (13) クレジットカード業、証券業、投資顧問業、投資信託委託業
その他の金融業
- (14) 駐車場・ショールーム・教育・医療・スポーツ・マリーナ・
飛行場・飲食・宿泊・売店等の施設の運営・管理
- (15) 損害保険代理業および生命保険募集業
- (16) バイオテクノロジーによる農産物・樹木の生産・加工・販売
- (17) 発電ならびに電力の供給および販売
- (18) 前各号に関連する用品および礦油の販売
- (19) 前各号に関するエンジニアリング・コンサルティング・
発明研究およびその利用
- (20) 前各号に付帯関連するいっさいの業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を愛知県豊田市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当会社の発行可能株式総数は、500億株とする。

(単元株式数および単元未満株式についての権利)

第 6 条 当会社の1単元の株式数は100株とする。

2 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、
会社法第189条第2項各号に掲げる権利以外の権利を
行使することができない。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の
決議によって自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第 8 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議に
よって定め、これを公告する。

3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の
事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への
記載または記録、単元未満株式の買取りその他株式ならびに
新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、
当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第 9 条 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、
単元未満株式の買取りその他株式または新株予約権の取扱いに
関する諸手続およびその手数料は、取締役会で定める
株式取扱規則による。

(基 準 日)

第 10 条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または

- 記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
- 2 前項のほか、必要ある場合は、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(定時および臨時株主総会)

- 第11条 当会社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。
- 2 株主総会は、本店所在地またはこれに隣接する地のほか名古屋市において、これを招集することができる。

(決議方法)

- 第12条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行なう。
- 2 会社法第309条第2項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。

(総会の議長)

- 第13条 株主総会の議長は、取締役会長または取締役社長がこれにあたる。
- 2 取締役会長および取締役社長が、いずれも欠員またはさしつかえあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序にしたがって、他の取締役がこれに代わる。

(議決権の代理行使)

- 第14条 株主は、代理人をもってその議決権を行使することができる。ただし、その代理人は、議決権を行使することができる当会社の株主に限る。
- 2 前項の場合において、株主または代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。
- 3 当会社は、株主が2人以上の代理人を株主総会に出席させる

ことを拒否することができる。

(電子提供措置等)

- 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類等の内容である情報について、法令の定めるところに従い、電子提供措置をとるものとする。
- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の数)

- 第16条 当会社は、取締役20名以内を置く。

(取締役の選任)

- 第17条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。
- 3 取締役の選任は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第18条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結したときに満了する。
- 2 増員または補欠のため選任された取締役の任期は、他の現任者の残任期間とする。

(取締役会)

- 第19条 当会社は、取締役会を置く。
- 2 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、

- 会日より3日前までにこれを発するものとする。ただし、緊急の場合には、この日数を短縮することができる。
- 3 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。
 - 4 前二項のほか、取締役会の運営については、取締役会で定める取締役会規則による。

(代表取締役および役付取締役)

- 第20条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。
- 2 取締役会は、その決議により、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副会長および取締役副社長各若干名を置くことができる。

(名誉会長および相談役)

- 第21条 取締役会は、その決議により、名誉会長および相談役を置くことができる。

(取締役の責任免除)

- 第22条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。

(取締役の責任限定契約)

- 第23条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の設置および数)

- 第24条 当会社は、監査役7名以内を置く。

(監査役の選任)

第25条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

(監査役の任期)

第26条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結したときに満了する。

- 2 補欠のため選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。

(監査役会)

第27条 当会社は、監査役会を置く。

- 2 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より3日前までにこれを発するものとする。ただし、緊急の場合には、この日数を短縮することができる。
- 3 前項のほか、監査役会の運営については、監査役会で定める監査役会規則による。

(常勤監査役)

第28条 監査役会は、その決議により、常勤監査役を選定する。

(監査役の責任免除)

第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。

(監査役の責任限定契約)

第30条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第 6 章 会 計 監 査 人

(会計監査人)

第31条 当会社は、会計監査人を置く。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第32条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等)

第33条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当をする。

- 2 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。
- 3 当会社は、前二項のほか、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。
- 4 未払の剰余金の配当には、利息を付さないものとする。

(剰余金の配当等の支払免除)

第34条 配当財産が金銭である場合は、その支払提供の日から3年を経過したときは、当会社はその支払の義務を免れる。